## 1 基本的な考え方

役員の報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)の支給の基準を定めるにあたって、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2)公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3)公庫の業務及び財産の公共性を鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

## 2 役員の報酬等

## (1)報酬

報酬の種類		支給基準等		
	本俸	本俸月額(単位:千円)		
<i>P</i>			本俸月額	
		総裁	1, 191	
		副総裁	1, 138	
		専務取締役	1, 089	
		常務取締役	938	
		取締役	877	
		社外取締役	788	
		常勤監査役	812	
		非常勤監査役	690	
イ	特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.2		
		大阪府大阪市に在勤する役員 本俸月額×0.16 (注1)		
ウ	通勤手当	通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給す		
		る。		
エ	特別手当 (注2)	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+{(本		
		俸月額+特別調整手当月額)×0.2}】×支給割合 (*)		
			(*) 支給智	割合:年 3.45 ヵ月

## (2) 退職手当(注3)

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率 (注4) ×在職期間 (月数)

- (注1)役員が東京都特別区から大阪府大阪市に異動した場合当該異動の日から起算して1年を経過するまでの間は本俸に当該異動の日の前日に現に支給を受けていた支給割合を乗じて得た額 (国家公務員の例に準じた異動保障)
- (注2)総裁は、専務取締役、常務取締役及び取締役の特別手当の支給額を、その職務実績に応じ、 増額し、又は減額することができる。
- (注3) 平成 30 年1月1日以降に退職する役員の退職手当は、当分の間、上記2 (2) により計算した金額に、100分の83.7を乗じた上で、98分の100.41を乗じた金額とする。
- (注4) 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて別途定める率
- (注5)特別調整手当・通勤手当・特別手当・退職手当は社外取締役・非常勤監査役には支給しない。